

子ども・子育て支援に関する取組（第4章）

（1）妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策等の充実

少子化や晩婚化に伴う晩産化の傾向が高まる中において、全ての母親が、妊娠・出産やその後の育児を安全に、安心して行うためには、健康診査や保健指導の充実を図り、関係機関との連携体制を整備するなど、継続した母子の健康の確保を図るための環境の整備が必要となります。

妊娠期からの継続した切れ目のない母子保健サービスを一層充実させ、育児や子どもの発達に関する様々な不安や問題を早期に発見し、継続した支援がより一層求められています。

本市では、子育て世代包括支援センターとしての機能を保健センターにもたせるとともに、産前産後サポーター派遣事業、産後ケア事業などの事業を実施し、妊娠期、出産前後、子育て期にわたって切れ目のない支援を行うための仕組みづくり、体制づくりに取り組んでいます。

| 施策の方向性 | 概要 |
|-------------------|--|
| 安全な妊娠・出産と母子の健康の確保 | 母子健康手帳の交付や、妊婦健康診査費用の助成、ママパパ学級の開催、出産後は乳児のいる全ての家庭に対して乳児全戸訪問を実施するなど、妊娠初期からの健康管理への支援と保健指導を適切に行います。 |
| 子どもの健やかな発育・発達の支援 | 健康診査では、発育・発達の確認のほか、育児に関する相談や栄養・歯の健康に関する指導を行い、保護者の育児不安の軽減や生活面も含めた家族への支援も行います。 健康診査の未受診児については、未受診率の減少と未把握児の解消に努め、全ての乳幼児への保健サービスの提供を目指します。 |

(2) 児童虐待に関する支援

児童虐待は、大きな社会問題となっており、本市のみならず全国的にも虐待件数が増加する傾向にあります。児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担感、保護者自身の日常生活におけるストレス、地域における家庭の孤立化からくる子育て機能の低下が複雑に関与しています。

国では、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関の連携強化を含めた「児童虐待防止法」改正に向けた取組を進めています。

本市では、これまで家庭児童相談室が中心となり、児童相談所、保健センター、民生委員・児童委員などの協力によって、子どもとの関わりやさまざまな相談に応じながら子どもへの虐待の予防、早期発見、早期対応に努めてきました。

引き続き、親子を孤立させないよう、地域社会における関わりに加え、親同士が交流や相談をできる場の充実が一層求められています。

| 施策の方向性 | 概要 |
|-----------------|--|
| 児童虐待防止体制の充実 | 児童保護の必要な家庭の相談に応じ、関係機関と連携して児童相談体制の充実を図ります。 |
| 要保護児童対策地域協議会の充実 | 関係機関や地域が一体となり、児童虐待を予防するとともに虐待の早期発見に努め、早期対応を図ります。 |
| 養育支援訪問事業の実施 | こんにちは赤ちゃん訪問等の結果、保護者への養育支援が必要な家庭や保護者に養育させることが困難な家庭、または出産前に支援が必要な家庭に対し、訪問により養育に関する相談、指導、助言その他の支援を行います。 |

(3) 地域が中心となった子育て支援

近年、少子化や核家族化が進み周りに子どものいる家庭が少なくなり、地域では人と人とのつながりが希薄化する傾向にあります。子育て中の家庭では、身近に相談できる人がいなかったり、子育てに関する情報が得られにくく、孤立感や育児不安を抱える場合があります。

特に在宅で子育てをしている人の孤立感や不安を軽減するため、気軽に相談することができ、また、適切なアドバイスを受けられる場所や保護者同士が交流し、情報交換や気分転換ができる環境が必要になります。

また、子育て支援関連の事業やサービスの認知度がニーズ調査の結果では軒並み低い現状にあることから、事業やサービス、子育て支援施設・団体等の情報を一元化し、利用者に分かりやすい情報提供が必要です。

| 施策の方向性 | 概要 |
|------------------|--|
| 地域子育て支援センターの充実 | 子育て支援センターでは、子育て中の親同士、子ども同士が触れ合い、子育ての楽しさを味わいながら安心して子育てできるようサポートします。 |
| 相談事業の充実 | 保健師・助産師等が保健センターにおいて訪問や面接、電話により、いつでも気軽に相談できるよう、それぞれの生活背景に応じた保健指導を実施し、妊産婦や乳幼児の健康増進・育児支援を図ります。 |
| 幼稚園などに関する情報提供の促進 | 幼稚園や保育園、こども園などに関する情報提供を促進します。 |
| 子育て支援情報の発信 | 子育てに関する各種情報の提供を行うため、ホームページや広報誌等（「ぽんちゃんの子育てナビ」、「ぽんちゃんの子育て応援ガイド おおきくな～れ！」）の充実を図ります。また、子育て中の親の周囲で支援している人に向けても子育て情報の提供を図ります。 |

(4) ひとり親家庭に対する支援

近年、離婚の増加などによりひとり親家庭が増えており、子育てをする上で経済的に不安定な状態であったり、家庭生活においても多くの問題や不安を抱えている場合が見受けられます。特に母子家庭については、母親の就労などによる収入をもって経済的に自立した上で、子育てができることが子どもの成長にとって重要であります。また、不安や負担の軽減のための相談体制及び必要な情報を提供できる体制の確立が必要になります。

| 施策の方向性 | 概要 |
|----------|---|
| 相談機能の充実 | ひとり親家庭が自立するため必要な情報提供や様々な相談に、きめ細やかに対応できるよう関係機関等と連携し相談体制の充実を図ります。また、ホームページや広報紙を利用して、様々な支援策に関する情報の提供を充実します。 |
| 子育て・生活支援 | ひとり親家庭の親が、安心して子育てと仕事、あるいは就業のための訓練と両立ができ、ひいては早期自立が図れるように、多様な子育てや生活面に対する支援制度の活用を推進に取り組みます。 |
| 就業支援 | ひとり親等が就業によって、経済的に自立した生活が送れるように、個々の状態に応じたきめ細やかな就業相談、職業能力向上のための講習会の開催、効果的な就業情報の提供や関係機関との連携、母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業などの就労支援策のほか、状況に応じて各支援策も組み合わせた就労支援の充実を図ります。 |

(5) 障がい児や発達障害を抱えた子どもやその保護者に対する支援

妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校の健康診断は、障がいの原因となる疾病の早期発見や予防に大きな役割を果たします。このことから、妊婦及び乳幼児の健康診査、学校の健康診断の充実を図り、発達の遅れや障がいの早期発見ができる体制づくりが重要になります。

また、発達の遅れや障がいが発見された子ども及び保護者に対し、適切な療育が受けられるような支援体制の確立が必要です。

さらに、障がいの有無に関わらず、ともに身近な地域で安心して成長できるよう、保育園、幼稚園、学校などの障がい児の受け入れ推進が重要になります。

なお、放課後等デイサービスや日中一時支援事業など在宅福祉サービスの提供が必要です。

| 施策の方向性 | 概要 |
|------------------------------|---|
| 障がい児保育の推進 | 保育園では、集団保育が可能な保育の必要がある障がい児の受け入れを推進し、子ども一人ひとりにあった保育を行います。 |
| 早期発見体制の充実 | 妊婦健康診査や乳幼児健康診査の充実と受診勧奨に努め、疾病の予防や障がいの早期発見を図ります。 |
| 特別な支援が必要な障がいのある児童に対する支援体制の整備 | 重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等の障がい児通所支援が受けられるよう、地域での支援体制の充実を図ります。 |
| 地域社会への参加・包摂の推進 | 保育所等訪問支援を活用し、障がい児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校、特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるよう体制を構築することにより、地域社会への参加・包摂の推進を図ります。 |

(6) 子どもの未来をつなぐ支援

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長する社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、さらに、同年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

本市において、平成 29 年 3 月に「子どもの生活実態調査」を実施し、子どもの学習面における支援や親子が安全・安心に過ごせる居場所の確保など取り組むべき方向性を見出しました。

今後も、貧困が世代を超えて連鎖することがない社会を実現するため、地域の実情を踏まえ、関係機関等と幅広く連携しながら、より実効性の高い子どもの貧困対策に取り組む必要があります。

| 施策の方向性 | 概要 |
|----------------------|--|
| 子どもの学習支援体制の構築 | 貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援・進路相談を行います。 |
| 子どもの生活習慣・環境における支援の充実 | 地域での親子の見守りや、安全・安心に過ごせる居場所の確保などの支援の充実を図ります。 |
| 保護者に対する就労支援 | ひとり親家庭の親への就業支援や生活困窮者や生活保護受給者への就労支援として、公共職業安定所との連携を図り、就業相談や情報提供等を行います。 また、ひとり親家庭の雇用の安定及び就業促進を図るため、就業等に必要な資格を取得するための給付金を支給する事業を実施します。 |

(7) 経済的な支援

妊娠・出産から、日々の子どもの成長を見守ることで子どもを持つこの上ない喜びを感じている反面、子育て世帯、保護者はその子どもたちが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安が大きくなっています。

本市では、児童手当の支給を始め保育料の軽減、幼稚園就園や小中学校就学に当たっての援助をするなど経済的負担の軽減に努めてきました。

今後も厳しい財政状況の中において、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向けた経済的支援をいかに効果的に実施できるかが課題です。

| 施策の方向性 | 概要 |
|-----------------|--|
| 養育・教育等に関する経済的支援 | 子育て中の家庭の養育、教育における経済的負担の軽減を図るため、国の制度等に基づいた各種経済的支援を行います。 |

(8) 子どもの安全のための支援

子どもたちの交通安全を確保するため、交通安全教育を徹底し、子どもたちに交通安全意識の普及を図り、交通ルールと正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、警察、学校、自治会など関係団体と連携し、交通事故防止に向けた取組を推進することが必要であります。

また、子どもを犯罪から守るためには、普段から防犯意識を強く持ち、地域の防犯活動に取り組み、安全で安心なまちづくりを推進することが必要になります。犯罪などに関する情報提供や学校周辺の犯罪の温床となりやすい場所の確認、登下校時のパトロールへの参加など地域の住民たちが協力して防犯に取り組むことが重要になります。

| 施策の方向性 | 概要 |
|---------------|---|
| 交通安全教育の推進 | 子どもたちを交通事故から守るため、認定こども園、幼稚園、保育園、小学校、中学校などで交通安全教室を開催します。 |
| 防犯ボランティア活動の推進 | 地域、団体、関係機関がネットワークを組織していち早く被害情報を提供し、パトロール活動を促進します。 |